熊谷市森林整備計画書

令和５年４月１日

計画期間　［自　令和５年　４月　１日　至　令和１５年　３月３１日］

埼玉県

熊谷市

目　　次

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・　1
　1　森林整備の現状と課題
　2　森林整備の基本方針
　3　森林施業の合理化に関する基本方針

Ⅱ 森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）・・・・・・・・・　1
　1　樹種別の立木の標準伐期齢
　2　立木の伐採（主伐）の標準的な方法
　3　その他必要な事項
第２　造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　1　人工造林に関する事項
　2　天然更新に関する事項
　3　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
　4　森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
　5　その他必要な事項
第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準・・・・・・　5
　1　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
　2　保育の種類別の標準的な方法
　3　その他必要な事項
第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
　1　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
　2　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法
　3　その他必要な事項
第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項・・・・・・・１１
　1　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
　2　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
　3　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
　4　森林経営管理制度の活用に関する事項
　5　その他必要な事項
第６　森林施業の共同化の促進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
　1　森林施業の共同化の促進に関する方針
　2　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
４　その他必要な事項
第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項・・・・・・１２
１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
２　路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
３　作業路網の整備に関する事項
４　その他必要な事項
第８　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ 森林の保護に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第１　鳥獣害の防止に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
２　その他必要な事項
第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項・・・１３
１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法
２　鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
３　林野火災の予防の方法
４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
５　その他必要な事項

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
１　保健機能森林の区域
２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
４　その他必要な事項

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
１　森林経営計画の作成に関する事項
２　生活環境の整備に関する事項
３　森林整備を通じた地域振興に関する事項
４　森林の総合利用の推進に関する事項
５　住民参加による森林の整備に関する事項

６　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

７　その他必要な事項

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

１　森林整備の現状と課題

本市は埼玉県の北部に位置し、総面積 15,982 haで、民有林面積は 422 haである。森林は、主に江南地区を中心に、アカマツ・スギ・ヒノキの針葉樹林とクヌギ等の広葉樹林が散在している状況である。

市内の残された貴重な森林を、生活環境の保全及び保健休養機能等の公益的機能を高める視点から整備を進めるものとする。

２　森林整備の基本方針

（１）地域の目指すべき森林資源の姿

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い、快適環境形成機能維持増進森林を地域の目指すべき基本的森林資源とする。

（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア　森林整備の基本的考え方

森林の整備にあたっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を図るものとする。

イ　森林施業の推進方策

伐採にあたっては、公益的機能の発揮に十分留意するとともに、伐採後は必要に応じて造林を行うこととする。なお、目的樹種の生長を阻害する場合においては、必要に応じて整理伐などを行うものとする。

３　森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

Ⅱ　森林の整備に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

１　樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹　　種						
全域	スギ	ヒノキ	サワラ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹（用材以外）
	35	40	35	35	50	10	15

注）この標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち、主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法は、皆伐又は択伐によるものとする。

・皆伐

皆伐は、主伐のうち、択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、１箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね２０ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

・択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が 30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）とする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとする。

なお、立木の伐採に当たっては以下のア～エに留意することとする。

ア．森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ．森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。

ウ．森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ．伐採後の適格な更新を確保するために、予め、適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して、伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第４の１（１）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の

制定について」（令和３年３月１６日付け２林整計第１１５７号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

3　その他必要な事項

該当なし

第２　造林に関する事項

１　人工造林に関する事項

（１）人工造林の対象樹種名

ヒノキ、スギ、コナラ等

（２）人工造林の標準的な方法

ア　人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹　種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ha）
スギ ヒノキ 広葉樹	疎仕立て	概ね１，５００
	中仕立て	概ね２，５００
	密仕立て	概ね３，２００

イ　その他人工造林の方法

区　　分	標準的な方法
地拵えの方法	区域内の立木・かん木・笹・雑草類は地ぎわから伐倒し又は刈り払うこと。
植付けの方法	植付けに当たっては、苗木の根をよく広げ、植穴に落葉、礫等が混入しないように注意する。
植栽の時期	2月～6月下旬までに行うものとする。

ウ　複層林化を図る場合の植栽本数（上層木伐採率）×（標準的な植栽本数）以上を植栽する。

（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地について、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復、並びに森林資源の造成を図るため、皆伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年、択伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を超えない期間を、人工造林すべき期間をとして定めるものとする。

２　天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

（１）天然更新の対象樹種

天然更新　の対象樹種		**広葉樹類**（ﾅﾗ類、ｶｼ類、ｶｴﾃﾞ類、ｻｸﾗ類等） **針葉樹類**（ﾏﾂ類、ﾓﾐ類等）
	ぼう芽による更新が可能な樹種	ﾅﾗ類、ｶｼ類、ｶｴﾃﾞ類、ｻｸﾗ類等

（２）天然更新の標準的な方法

ア　天然更新の対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき本数

樹　　種	期待成立本数	天然更新すべき本数
広葉樹類（ﾅﾗ類、ｶｼ類、ｶｴﾃﾞ類、ｻｸﾗ類等） **針葉樹類**（ﾏﾂ類、ﾓﾐ類等）	１０，０００本/ha	３，０００本/ha 以上

イ　天然更新補助作業の標準的な方法

区　分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてはかき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
ぼう芽更新（芽かき）	ぼう芽に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5 本立ちとする。

ウ　その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新は、更新すべき立木の本数以上の天然更新の対象樹種が伐採跡地において均等に生育しているかどうか、また、今後の生育可能性が見込まれるかどうかについて、（３）の期間内において「埼玉地域森林計画区における天然更新完了基準」に基づいて確認することとする。

（３）伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の維持及び早期回復を図るため、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後 5 年とする。

3　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（1）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を以下のとおり定める。

・現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲１００m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

（2）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4　森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

（1）造林の対象樹種

ア　人工造林の場合

１の（1）による。

イ　天然更新の場合

２の（1）による。

（2）生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種については、2 の（1）によるものとし、天然更新すべき本数の基準となる、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、10,000 本/ha とする。

天然更新を行う際には、その本数の 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数（草丈以上のものに限る）を更新すべき本数とする。なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、地域の植生等を勘案して定める。

5　その他必要な事項

造林については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じ、適切な更新方法を選択することとし、特に、天然更新による場合は、現地の状況を十分確認し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林又は木材等生産機能の発揮が期待され将来にわたり育成単層林として維持する森林においては人工造林によることとする。

また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

平均的な間伐の実施期間の間隔は、標準伐期齢未満にあっては 10 年、標準伐採齢以上にあっては 15 年を目安とする。

間伐は、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後、一定期間内に林冠がうっ閉するよう行うものとする。

また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるような適切な伐採率により繰り返し行うものとする。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意するものとする。

ア　育成単層林

（1）施業方法　標準伐期

樹　種	施業体系	植栽本数（本/ha）	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）		標準的な方法
			初回	2回目	
スギ	疎仕立て	概ね1,500	－	－	間伐率は本数率で20～35％とする。 間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。
	中仕立て	概ね2,500	25	－	
	密仕立て	概ね3,200	18	25	
ヒノキ	疎仕立て	概ね1,500	－	－	
	中仕立て	概ね2,500	30	－	
	密仕立て	概ね3,200	20	30	

（2）施業方法　長伐期

樹種	施業体系	植栽本数（本／ha）	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法
			初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	疎仕立て	概ね 1,500	35	45	－	－	間伐率は本数率概ね 20～35%とする。 間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。
	中仕立て	概ね 2,500	25	35	45	－	
	密仕立て	概ね 3,200	18	25	35	45	
ヒノキ	疎仕立て	概ね 1,500	40	55	－	－	
	中仕立て	概ね 2,500	30	40	55	－	
	密仕立て	概ね 3,200	20	30	40	55	

イ　育成複層林（下木を植栽する場合）

下層木の間伐については、育成単層林の間伐と同様である。

上層木の間伐については、将来樹下植栽することを前提とし、林木の配置を考慮し

つつ、目標とする林分密度に誘導する。

ウ　育成複層林（下木を植栽しない場合）

目的樹種が広葉樹の場合、高密な林分状況の中で保育することとするが、間伐が必要な場合、将来における優良木の適正な配置を想定して、それらの林木の生育を妨げる林木を伐採することとする。

また、人工林（育成単層林）内に既に天然木が育成しており、複数の樹冠層を構成する林分へ誘導又は維持するために行う抜き伐りについては、天然木の育成を考慮し伐採木を選定する。

2　保育の種類別の標準的な方法

ア　育成単層林

保育の種類	樹　種	実施すべき標準的な林齢（年）及び回数		標準的な方法
		初回	2回目	
下　刈	ス　ギ	1～5	－	原則として全刈とし、植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は6～7月頃を目安とする。
	ヒノキ	1～6	－	
	広葉樹	適　　宜		必要に応じて行うものとする。
つる切	ス　ギ	8	12	下刈終了後、つるの繁茂状況を見ながら状況に応じて行う。
	ヒノキ	8	12	
除　伐	ス　ギ	10	15	林分が閉鎖を始める段階で造林木の成長を阻害している目的外樹種などの除去を行う。
	ヒノキ	11	16	
	広葉樹	適　　宜		下層植生の生育に必要な林内照度を確保するため必要に応じて行う。
枝打ち	ス　ギ	10	15	良質材を得るため、必要に応じて行う。実施時期は、樹木の生長休止期の12月から3月に行う。
	ヒノキ	11	16	

イ　育成複層林（下木を植栽する場合）

（ア）下層木の下刈り・つる切り・除伐

植栽木の生育状況、植生の状態及び気象条件等、現地の実態に即した効率的な作業を適期に行う。

（イ）上層木の枝払い

下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて、上層木の枝払いを行う。

ウ　育成複層林（下木を植栽しない場合）

（ア）下刈り

雑草木の成長が旺盛で目的樹種の生育を妨げる場合、雑草木の繁茂状況を見ながら、必要に応じて下刈り（坪刈り又は筋刈り）を行う。

（イ）芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、適切な芽かき作業を行う。

（ウ）つる切り

目的樹種の成長の妨げとなるつる類を、必要に応じて除却する。

（エ）除伐

幼齢期には他の広葉樹と密生競合させることが必要であり、必要に応じて形質不良木のみを除伐する。

３　その他必要な事項

該当なし

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（１）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア　区域の設定

該当なし

イ　施業の方法

該当なし

（２）土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア　区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健･文化機能の維持増進を図る為の森林施業を推進すべき森林を【別表 1】により定める。

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

②快適な環境形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果の高い森林、生活環境保全機能が高い森林等。

具体的には、都市近郊等に所在する森林であって、郷土樹種を中心とした安定した林相を成している森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林である。

③保健・文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

イ　森林施業の方法

森林施業の方法として、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進する森林と定め、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね 2 倍以上の林齢とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。アの①～③のそれぞれの区域については、推進すべき森林施業の方法ごとに【別表 2】により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	樹　　種						
全域	スギ	ヒノキ	サワラ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹（用材以外）
	70	80	70	70	100	20	30

※標準伐期齢のおおむね 2 倍を伐期齢の下限とする。

2　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（１）区域の設定

該当なし

（２）施業の方法

該当なし

【別表 1】

区分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	－	－
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業推進すべき森林（①）	－	－
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（②）	全域	397
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（③）	－	－
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	－	－
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	－	－
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	－	－

【別表 2】

施業の方法		森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		―	―
長伐期施業を推進すべき森林		―	―
複層林施業推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐よるものを除く）	全域	397
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	―	―
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		―	―

3　その他必要な事項

（1）施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

（2）その他

該当なし

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

該当なし

2　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

該当なし

3　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4　森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

５　その他必要な事項

該当なし

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

１　森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

該当なし

４　その他必要な事項

該当なし

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし

２　路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

３　作業路網の整備に関する事項

（１）基幹路網に関する事項

ア　基幹路網の作設に係る留意点

該当なし

イ　基幹路網の整備計画

該当なし

ウ　基幹路網の維持管理に関する事項

該当なし

（２）細部路網に関する事項

ア　細部路網の作設に係る留意点

該当なし

イ　細部路網の維持管理に関する事項

該当なし

４　その他必要な事項

該当なし

第８　その他必要な事項

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし

２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

（１）区域の設定

設定なし

（２）鳥獣害の防止の方法

該当なし

２　その他必要な事項

該当なし

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法

（１）森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等による被害の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫による被害は終息傾向となっているが、依然被害の続いている箇所については引き続き防除対策を行う。また、ナラ枯れ被害についても、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の拡大防止に図る。

（２）その他

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、関係行政機関、森林所有者等の連携体制づくりを図る。

２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）

該当なし

３　林野火災の予防の方法

林野火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行う。

４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

５　その他必要な事項

（1）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備考
江南地区	マツクイムシ被害防止のため

（2）その他

該当なし

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

1　保健機能森林の区域

該当なし

2　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4　その他必要な事項

該当なし

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

1　森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定める。

（1）Ⅱの第２の３の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

（2）Ⅱの第４の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

（3）Ⅱの第５の３の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第６の３の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

（4）Ⅲの森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

2　生活環境の整備に関する事項

ゴミの不法投棄防止や生活環境を良好に保つため、林内の竹、笹を刈り払い見通しのよい森林とすることを推進する。

3　森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4　森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5　住民参加による森林の整備に関する事項

（1）地域住民参加による取組に関する事項

森林ボランティア団体と連携・支援し、森林整備を図る。

（2）上下流連携による取組に関する事項

該当なし

（3）その他

該当なし

6　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
―	―	―	―

7　その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施すること。